

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丙人少発第14号
令和6年3月4日
警察庁生活安全局長

「不良行為少年の補導について」の制定について

不良行為少年の補導については、「不良行為少年の補導について」の制定について(平成20年10月17日付け警察庁丙少発第33号。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、各都道府県警察にあっては、引き続き、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)及び「不良行為少年の補導について」に定めるところに従い、不良行為少年の補導活動をより強力に推進されたい。

なお、令和6年3月4日をもって、旧通達は廃止する。

別添

不良行為少年の補導について

第1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第7号に定める少年をいう。以下同じ。）の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

第2 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解をもつとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力を配意するものとする。

第3 不良行為少年の発見時における措置

1 不良行為少年に対する注意、助言等

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他の健全育成上必要な助言等を行うものとする。

2 不良行為少年の所持する物件の措置

前記1の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者（少年の親権者又はこれに代わるべきものをいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持しないよう必要な注意又は助言を行うものとする。

なお、後記3の(1)後段により、学校関係者（少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（少年の雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けさせることもできるものとする。

3 保護者等に対する連絡

- (1) 前記1の注意又は助言等のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められる場合は、氏名・住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。

なお、この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配意するものとする。

- (2) 保護者等（保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。）に対する連絡の要否は、警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）が指定する者が判断するものとし、その連絡は、原則として少年警察部門の警察職員が行うものとする。この場合において、連絡を行う者が少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署の警察職員でない場合は、当該区域を管轄する警察署と連携を図るものとする。

4 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表のとおりとする。

第4 少年補導票の作成及び不良行為少年に係る報告等

警察職員は、不良行為少年（少年相談として処理するものを除く。）を発見した場合において、第3の3の連絡を行うことが必要であると認めるときは、別記様式の少年補導票を作成し、所属の長に速やかに報告するものとする。この場合において、警察本部（都道府県警察の本部（方面本部を含む。）をいう。以下同じ。）で少年警察活動を担当する課の長（以下「警察本部少年担当課長」という。）以外の警察本部の所属の長が報告を受けたときは、当該所属の長は、警察本部少年担当課長に速やかに連絡するものとする。

第5 少年補導票の保管及び廃棄

1 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄す

る警察署において保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、当該少年補導票を、警察本部少年担当課長を通じて当該警察本部少年担当課長に送付するものとする。

2 少年補導票の廃棄

少年補導票は次の場合に廃棄するものとする。

- (1) 第3の3の連絡を行わなかったとき（連絡をする必要があると認められるが、連絡をすることができないときを除く。）。
- (2) 当該少年補導票に記載された不良行為少年が20歳になったとき。
- (3) その他保管の必要がなくなったとき。

別表

不良行為の種別及び態様

以下の行為であって、犯罪の構成要件又は各犯要件(少年法第3条第1項第3号に規定された各犯事由及び各犯性をいう。)に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるもの。

種 別	態 様
1 飲 酒	酒類を飲用し、又はその目的で所持する行為
2 喫 煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3 薬 物 乱 用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為
4 粗 暴 行 為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5 刃 物 等 所 持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、その他、人の身体に危害を及ぼすおそれのあるものを所持する行為
6 金 品 不 正 要 求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7 金 品 持 ち 出 し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8 性 的 いた ず ら	性的いたずらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
9 暴 走 行 為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動をともにする行為
10 家 出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11 無 断 外 泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12 深 夜 は い か い	正当な理由がなく、深夜にはいかいし又はたむろする行為
13 怠 学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14 不 健 全 性 的 行 為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15 不 良 交 友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16 不 健 全 娯 楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17 そ の 他	上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為で、警視総監又は道府県警察本部長が指定するもの